

トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第3版【解説版】

第2版(令和3年12月改訂)



公益社団法人
全日本トラック協会



目次



本マニュアルは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(第3版)
 (https://jta.or.jp/member/anzen/coronavirus_top/coronavirus_guideline.html)
 を基本に、新たな項目や説明を加筆・編集し、解説しています。

はじめに 3

第1部 正しい知識と自らの対策

ガイドライン【3.講じるべき具体的な対策】
 (1)感染症予防対策の体制
 (2)健康管理 (3)通勤 に対応

1. 新型コロナウイルス感染症とは? 4

2. ワクチン接種 5

3. 重症化する恐れのあるハイリスク者 5

4. 「5つの場面」と通勤時での感染予防 6

5. 日常での感染症予防(手洗い・うがい・マスク) 7

6. 新型コロナウイルスの感染が疑われる時の対応 8

7. 日常生活における健康管理 9

8. 新型コロナウイルスに打ち勝つ免疫力を高める生活 10

第2部 職場で行う感染症対策

ガイドライン【3.講じるべき具体的な対策】
 (4)~(14) に対応

それぞれの立場で行うべきこと 11

「新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト」

● 全般 11

1. 事業所での勤務 -1 【ガイドライン(4)】 12

2. 事業所での勤務 -2 【ガイドライン(4)】 13

3. 事業所での休憩・休息スペース 【ガイドライン(5)】 14

4. トイレ 【ガイドライン(6)】 14

5. 車両・設備・器具 【ガイドライン(7)】 15

6. 点呼 【ガイドライン(8)】 16

7. 運行中 【ガイドライン(9)】 17

8. 事業所等への立ち入り 【ガイドライン(10)】 18

9. 従業員に対する協力をお願い 【ガイドライン(11)】 18

10. 利用者に対する協力をお願い 【ガイドライン(12)】 18

11. 感染者が確認された場合の対応 【ガイドライン(13)】 19

12. その他 【ガイドライン(14)】 19

第3部 感染症への備え

1. 職場のルール作り 20

2. 準備する主な備蓄品リスト 21

第4部 Q&A

※ 関係法令・参考文献 24

*本マニュアルは全日本トラック協会のホームページからダウンロードしてお使いいただくものです。
 令和3年12月6日第3版のガイドラインを基本に作成されているため、新版が発出された場合には随時更新されます。

はじめに

変異株の拡大により、新型コロナウイルス収束の兆しが見えない中、トラックドライバーはエッセンシャルワーカーとして、日々国民生活や経済活動を支え続けています。

この度の新型コロナウイルスに限らず、感染症との闘いは過去においても幾度となく繰り返され、今後も続くことが予想されます。最前線で活躍するトラックドライバーの健康といのちを感染症から守ること、そしてトラック運送事業者が健康・安全・安心を確立し、社会基盤の役割を担うためにも、継続した感染症予防対策は必要不可欠です。

本マニュアルは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第3版(令和3年12月)をベースに、新たに項目を追加し、職場における感染症対策を分かりやすくまとめました。特に第2部では各立場(部署・職種等)において果たしていただきたい役割をガイドラインの項目ごとに示していますので、ぜひ日々の業務にてご活用いただき、健康・安全・安心な職場を目指してください。

本マニュアルの特長と活用方法

本マニュアルでは、ガイドラインの項目をページごとに設けていますので、必要なページをプリントアウトすることで啓発用の「チラシ」や「掲示物」として活用することができます。ぜひ安全衛生教育や会議の資料としてお使いください。

11ページ以降の第2部「職場で行う感染症対策」では、役割ごとに達成度が把握できるようにチェック欄を設けています。ガイドライン第3版のチェックリストと同様の内容になっていますので、ぜひご活用ください。

感染防止対策について正確で最新の知識を身に付けましょう

1. 新型コロナウイルス感染症とは？

感染経路



ウイルスを含んだしぶきが、咳やくしゃみで飛び散り、それを吸い込むことで感染



ウイルスが付着したものに触れた手指で、口、鼻、眼を触ったりなめたりすることにより感染



閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている

潜伏期間

1～14日(平均 5～6日)

主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

主な後遺症

感染から回復した後にも様々な症状が続く状態で、期間や頻度、重さにはばらつきがある。(現時点で分かっている主な後遺症)

- 新型コロナウイルス症状の持続や残存
- 記憶障害、集中力の低下、不眠、頭痛、抑うつなどの精神神経症状、
- 関節痛、筋肉痛、しびれなどの全身症状、
- 下痢、腹痛などの消化器症状
- 脱毛

など

上記のいずれかの主な症状がある場合は主治医、保健所、受診・相談センターの連絡先に電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

・厚生労働省コールセンター

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

・各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関する相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先のまとめ(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



2. ワクチン接種

ワクチンの効果

- ・新型コロナウイルスの発症を予防する高い効果や、重症化を防ぐ効果が期待されている
- ・効果の持続期間や感染を予防する持続期間については、研究が進んでいる
- ・日本では2回接種完了者の割合が77.8%(2021年12月24日現在)になり、集団免疫の効果が期待されている
- *明らかに発熱している人や重い急性疾患にかかっている人等は、接種できない場合があるため、予め医師に相談する (厚生労働省 コロナワクチンQ&Aより)

副反応

- ・注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等
- ・まれにアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)等
- ・接種後数日以内に気になる症状を認めた場合は、かかりつけ医や医療機関に相談する

新型コロナワクチンの副反応について(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou.html

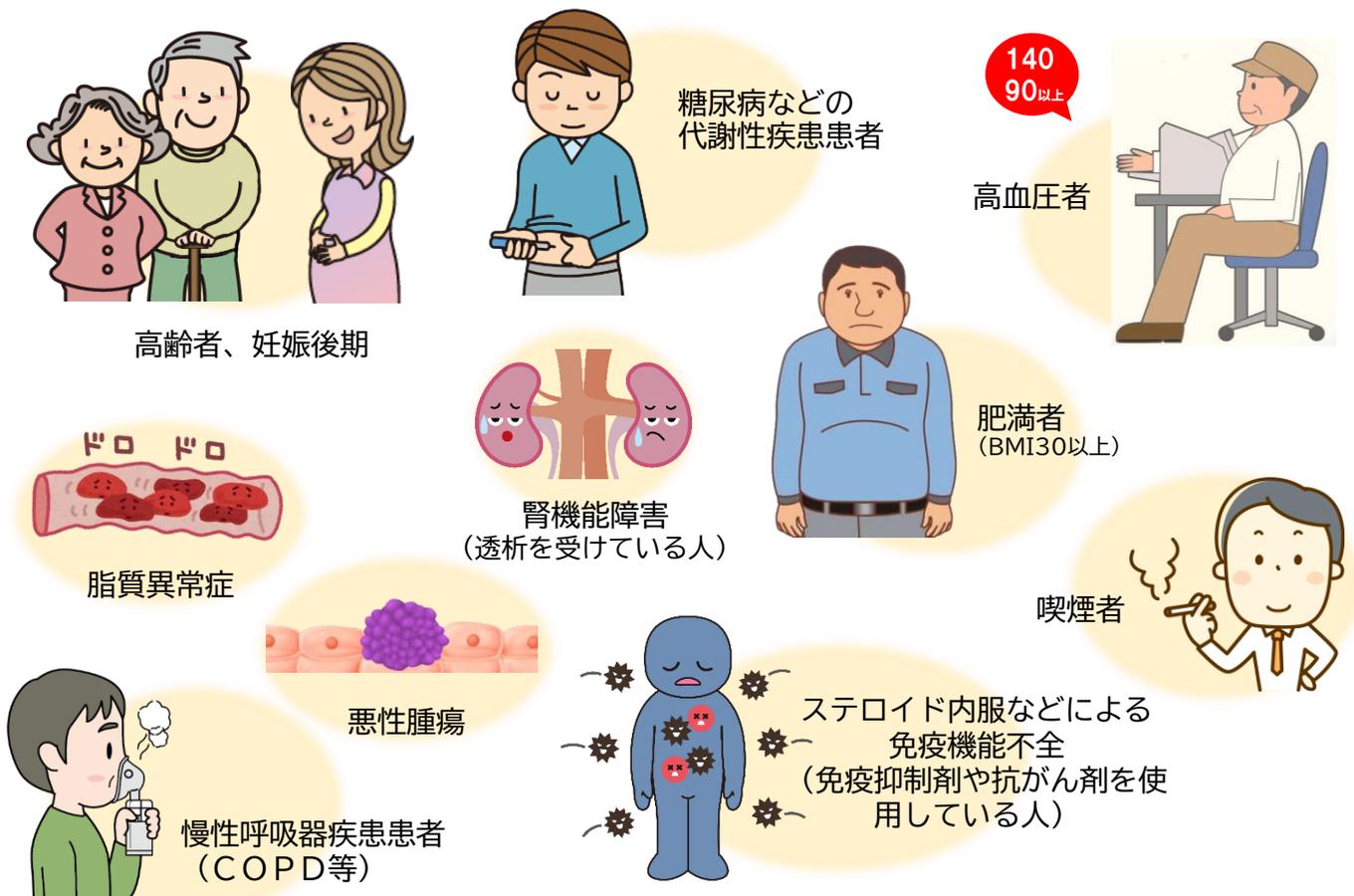


その他

- ・職場では、接種日や接種後の副反応による体調不良が出た場合の配慮が求められることがある
- ・ワクチン接種後もマスクの着用や手洗いなど、継続した感染予防が必要

3. 重症化する恐れのあるハイリスク者

以下の人は発熱、咳など比較的軽い風邪の症状がある場合、すぐに相談してください



4. 「5つの場面」と通勤時での感染予防



場面1 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



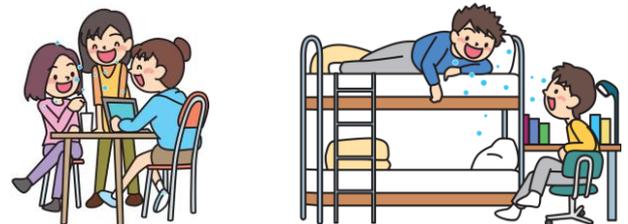
場面3 マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



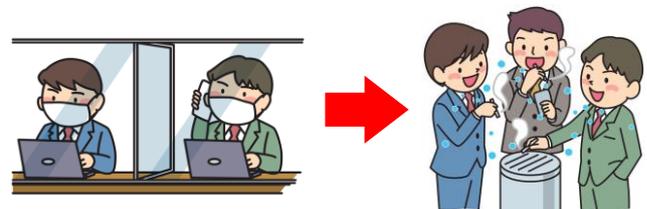
場面4 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



通勤時



自転車（自家用車）通勤



時差出勤



電車・バス内では
マスク着用、私語をしない

5. 日常での感染症予防（手洗い・うがい・マスク）

手洗い・アルコール手指消毒

手洗いの前に
 ・爪を短く切っておきましょう
 ・時計や指輪は外しておきましょう

厚生労働省ポスターより

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

7



流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

洗い残しの多い部分



手洗いができない状況では、アルコール手指消毒も有効



手洗いのタイミング

トイレから出た後は必ず手洗いを!!

出社時



乗務前



休憩前



乗務終了時



帰社時



帰宅時



うがい

まず、グチュグチュとうがいし、吐き出します



次に、水を口に含み、上を向いて、のどの奥まで水が届くよううがいし、2回以上繰り返します



マスク

品質の確かな、できれば不織布マスクを着用する

着けるときはしっかりと鼻と口を覆い、隙間をなくします



外すときはゴム部分を持ってフィルター部分には触れないように



外したら安全に処理し、手洗いする



マスク着用時の熱中症に注意!!

* 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
 * 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す

6. 新型コロナウイルスの感染が疑われる時の対応

● 医療機関を受診する

1. 医療機関を受診する場合には事前に電話をかけ、指示に従う

なお公共交通機関の利用を避けて、指定の医療機関を受診する

2. 院内ではマスクを着用し、手洗い、手指消毒をする



3. 待合室では他の患者から離れた場所で待機する



会社にも連絡しましょう



※体調が悪い場合には出勤しないこと

● 職場では抗原簡易検査やPCR検査を活用する

- 出勤後に体調不良になった場合は、速やかに受診させるが、やむを得ず受診できない場合は、本人の同意を得て抗原簡易キットを活用する

参考: 取り扱いについての注意、具体的な手順、キットの購入申込先リスト等
(内閣官房・厚生労働省)

・「職場における積極的な検査等の実施手順」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

・「職場における積極的な検査の促進について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>



- 集団生活を行っている場合や、クラスター発生の危険性が高い職場では、定期的なPCR検査の活用を検討する



● 自宅待機(陽性・濃厚接触者)



- ・各自治体の指示に従い、会社に状況を報告する
- ・毎日、健康状態を確認する
- ・水分を十分に摂る
- ・呼吸困難・体調が増悪している場合は、我慢せず医師や保健所に連絡する状況に応じて救急要請を行う
- ・家庭内感染に万全の注意を払う
- ・感染予防用品、日用品、保存のできる食料品などを準備しておく
- ・職場復帰する場合は、必ず会社に報告し、指示に従う

7. 日常生活における健康管理

- ・朝夕の体温と体調チェック(自分・家族)
- ・平熱を把握しておく



- ・かかりつけ医の一覧表を準備しておく
- ・発熱や咳など体調不良の場合は自宅待機とする
- ・息苦しさ、だるさ、味覚、臭覚障害などがあれば、事前にかかりつけ医や医療機関に電話をする
- ・十分な睡眠、休養、バランスの取れた食事摂取など、日常生活における健康管理を心がける

8.新型コロナウイルスに打ち勝つ

免疫力を高める生活

十分な睡眠



栄養バランスの取れた食事



生活習慣病の予防に心がける

適正体重
を保つ



定期健康診断の受診
と事後対応

生活のリズムはなるべく崩さない



適度な運動



疲れ、ストレスをためない



笑い、ユーモアを忘れない



禁煙、節酒



それぞれの立場で行うべきこと

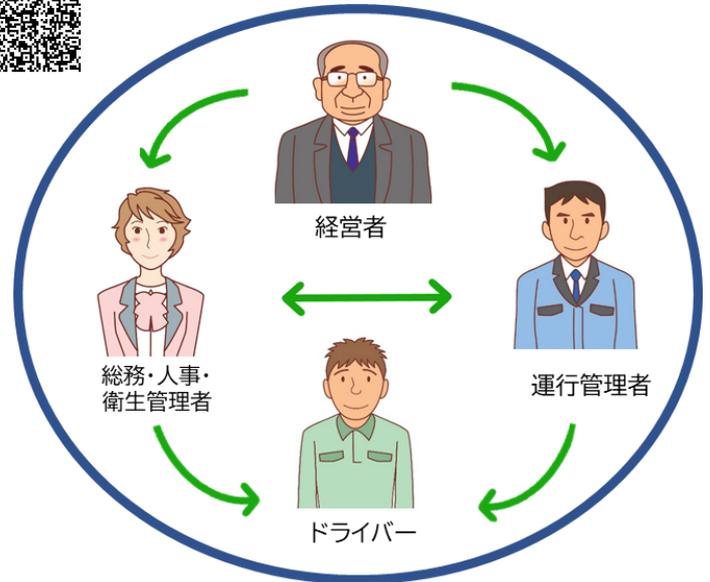
ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」



(https://jta.or.jp/member/anzen/coronavirus_top/coronavirus_guideline.html)

【3.講じるべき具体的な対策】(4)～(14)を要約し、職場において求められているそれぞれの役割をページごとにまとめました。

チェックリストになっていますので、十分に活用し、新型コロナウイルス感染予防対策を着実に実行してください。



トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策 チェックリスト

● 全般



変異株に備えて、引き続き感染予防対策を徹底しましょう



経営者

- 変異株の拡大を踏まえ、「5つの場面」における感染リスク等について周知する → P 6 参照
- 従業員から体調が悪いとの申し出を受けた場合は、抗原簡易キットを使用した検査等を行う → P 8 参照

1. 事業所での勤務-1 【ガイドライン(4)】



感染症予防の必要性と基本を
しっかり指導してください

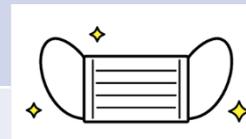


経営者

- 定期的な手洗い、手指消毒を徹底する
(水道設備や石けん、手指消毒液等設置)

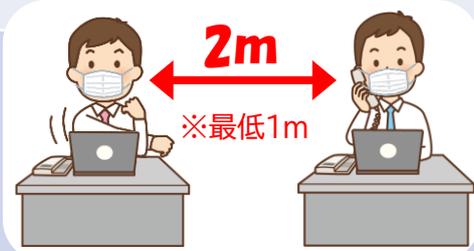


- 休憩時間を含む勤務中のマスク装着を徹底する



- マスクはできるだけ不織布のものを使用し、
隙間のないように着用するなど、正しい着用方法を周知する

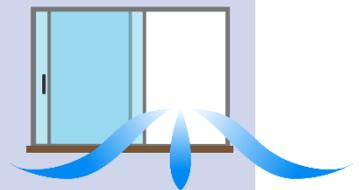
- 広々とした座席配置 (目安2m) にする
*対角に配置または、横並び
*対面座席にはアクリル板等で仕切り



- 室内は適切な加湿 (40%以上) を行うとともに、
空気清浄機等の活用やCO₂測定装置の設置を検討する



- こまめな換気(1時間に2回以上、1回5分程度)をする
*風の流れができるよう、2方向の窓を開ける
窓のない場合は、対角線上にドアを開けて扇風機などを回す



- 共用物品、手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する

- 頻繁に対面する場所は、アクリル板・
透明ビニールカーテン等を設置し、
使用後は定期的に消毒する



- 外勤はラッシュの時間帯を避ける

2. 事業所での勤務-2 【ガイドライン(4)】



外部の方との接し方や、
会議のあり方も
変えていきましょう

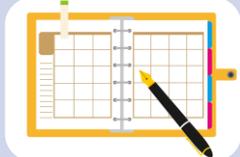


経営者



総務・人事・衛生管理者

- 出張は地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録する


- 会議やイベントは極力オンラインで行う


- 少人数の会議をやむを得ず行う場合、近距離や対面に座らないように工夫する


- 社外の会議やイベント等は、可能な限り参加を控える参加する場合は、最小人数で、マスク着用を徹底する

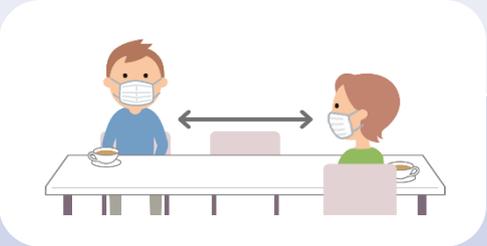

- 採用説明会や面接等は、テレビ会議等で実施するなど工夫する


- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する

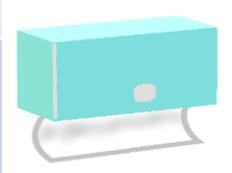

- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、従業員に対して感染防止対策を周知する



3. 事業所での休憩・休息スペース 【ガイドライン(5)】

	<p>共有のスペースは、 3密にならないようにし、 清潔に使用するよう 指導してください</p>		
		<p>総務・人事・衛生管理者</p>	<p>ドライバー</p>
<input type="checkbox"/>	<p>共有する物品は定期的に消毒する（テーブル・椅子等）</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>施設内の消毒に関しては、誰がいつ行うかを示し、 管理責任者を置く</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>入退室前後の手洗い・手指消毒を 徹底する</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>時間をずらす、椅子を間引くなどにより、 一定数以上の入室を避ける</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>喫煙室を含め、換気徹底と3密を避ける</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>対面で座らない</p>		

4. トイレ 【ガイドライン(6)】

<input type="checkbox"/>	<p>便器は通常清掃でよいが、 不特定多数が使用する場所は清拭消毒する</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから 汚物を流すよう表示する</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>ペーパータオルの設置や、個人用タオルを持参する</p>		

5.車両・設備・器具 【ガイドライン(7)】



社内の機器や、工具などはいつも清潔に！
ゴミ出しや洗濯もこまめに行うよう指導してください



総務・人事・衛生管理者



ドライバー

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器を消毒する



- 車両点検用工具などの共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒をする



- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉し、作業後は手洗いを徹底する。



- ユニフォーム等はこまめに洗濯する



6. 点呼 【ガイドライン(8)】



点呼は安全運行の
スタートです
チェックはしっかり
行いましょう



運行管理者



ドライバー

対面点呼では、適切な距離を確保する

アクリル板、透明ビニールカーテン等
の設置及び、換気を徹底する



運行管理者はマスクの着用や点呼前後の手洗いなど、
基本的な感染予防対策を講じる



ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）が
出来ているかを確認する

可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と
体調を確認する



発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする



アルコール検知器についてはできるだけ
使い捨てマウスピースを使用し、こまめに除菌する

検知器の使用に際して不明な点は、必ずメーカーに確認し、
除菌を適切に行う

7. 運行中 【ガイドライン(9)】



感染を避けるために
ドライバー自身がやるべきことは
多くあります
体調不良時には、すぐに運行管理
者に連絡を入れましょう



運行管理者



ドライバー

- 2名以上の従業員が同乗する場合は、マスク着用を徹底する
- 荷物の受け渡しや荷役の際には、マスクや手袋を着用する
- 書類の受け渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすように努める
- 作業前後は車内の消毒に努める
- 高温・高湿度での荷役で、人と2 m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給する
- 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる
- 作業は1人で行う
複数で行う場合は持ち場を分担するなど距離をとる
- 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う



8. 事業所等への立ち入り 【ガイドライン(10)】



外部の関係者にも
理解を求めましょう



経営者



ドライバー

- 取引先等への外部関係者の立ち入りについては、必要性を検討し、来訪を認める場合は従業員に準じた感染防止対策を求める
- 外部関係者の企業等に予め事業所内での感染防止対策の説明を行い、理解を促す



ドライバーの
感染症対策

9. 従業員に対する協力のお願い 【ガイドライン(11)】

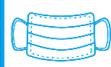
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活における行動変容を促す（感染予防の一般的な事柄）
- 感染症から回復した人への差別など人権侵害の無いよう指導する
- 濃厚接触の可能性のある場合、同居家族での感染があった場合には、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する



10. 利用者に対する協力のお願い 【ガイドライン(12)】

- 事業所内に立ち入る利用者に対し、感染防止対策を示したチラシの掲示、配布を行う等により、感染拡大防止の協力を求める
- 非対面・非接触の配送形態（置き配）について、ガイドラインを参照しながら活用への理解を促す

予防対策実施中

<p>マスク 着用中</p>  <p style="font-size: 8px;">ご理解とご協力をお願いいたします</p>	<p>定期的な消毒を行って</p>  <p style="font-size: 8px;">ご理解とご協力をお願いいたします</p>
<p>手洗い 励行中</p>  <p style="font-size: 8px;">ご理解とご協力をお願いいたします</p>	<p>換気 を行って</p>  <p style="font-size: 8px;">ご理解とご協力をお願いいたします</p>

18

11. 感染者が確認された場合の対応 【ガイドライン(13)】



速やかに対応しましょう



経営者



総務・人事・衛生管理者

① 従業員の感染が確認された場合

<input type="checkbox"/>	保健所、医療機関の指示に従う	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 感染者が 確認されました </div> 
<input type="checkbox"/>	速やかに地方運輸局等に連絡する	
<input type="checkbox"/>	行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する	
<input type="checkbox"/>	人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う	

② 複数社が混在する借用ビル内で、他社の社員の感染が確認された場合

<input type="checkbox"/>	保健所、医療機関、ビル貸主の指示に従う
--------------------------	---------------------

12. その他 【ガイドライン(14)】

<input type="checkbox"/>	総括安全衛生管理者や、安全衛生推進者と保健所の聞き取り等に必ず協力する	<div style="display: flex; gap: 20px;">   </div>
--------------------------	-------------------------------------	--

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



1. 風邪の症状がある方、感染が疑われる方、感染した方が職場復帰する場合への対応
2. 感染防止に向けた柔軟な働き方(テレワーク、時差通勤、時差休憩)
3. 雇用調整助成金の特例措置
4. 労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇など)
5. 労働時間(変形労働時間制、36協定の特別条項など)
6. 安全衛生
7. 労災補償
8. 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け
9. 労働者派遣
10. その他(職場での嫌がらせ、採用内定取り消し、解雇・雇止めなど)

上記は新型コロナウイルスに関して、厚生労働省から企業向けに示されたQ&Aの概要です。例えば、従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。

その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

職場の感染症対応に関連する法律

労働安全衛生法	第68条	「伝染性の疾病その他の疾病」に罹患した場合、就業を禁止しなければならない
労働契約法	第5条	労働者の生命、身体等の安全を確保するための必要な配慮を行う
感染症法	第18条 (就業制限)	感染症のまん延を防止するため、必要があると認めるときは、定められた期間従事してはならない

2. 準備する主な備蓄品リスト

品類	品目
感染防止用品 	体温計（予備含む）
	マスク（不織布製） ※原則使い捨てとし、1人1日1枚で60日（2ヶ月）分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋（薄いものと厚いもの）
	ゴーグル（目からの飛沫感染防止）
	設備・器具用消毒薬（消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム）
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋（使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる） 衛生管理者用感染防護服一式
薬品 （一般常備薬）等 	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬（傷薬）・整腸剤など
	冷却材（冷却枕・氷枕・水枕など）
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢（脱水）の症状があるときは、経口補水液（㈱大塚製薬、OS-1（オーエスワン））。
食料品 	主食代替品（シリアル・パン・乾パン・栄養補助食品等）
	レトルト食品・インスタント食品
	缶詰（肉・魚・果物など）
	ジャム・ゼリー状栄養補助食品（発熱時の栄養摂取にも）
	飲料水（1日当たり1人最低2リットル）
日用品 	ティッシュペーパー・トイレトペーパー・ウェットティッシュ
	生理用品
	洗剤・液状石鹸
事業・事務用品 	タイヤ
	エンジンオイル
	燃油（インタンク保有の場合）
	コピー、プリンター消耗品（コピー用紙・トナー等）
その他 	懐中電灯・乾電池（数種類）・携帯電話充電器・モバイルバッテリー
	ラジオ
	手まわし発電機
	カセットコンロ（ガスボンベ）
	寝袋・洗面用具

※ライフラインがストップした場合に備え、地震のときなど通常の災害時にも使えるものを、普段から用意しておくことが望ましい。



Q.1 健康経営と感染症対策について

当社では、健康経営優良法人認定制度の申請を予定していますが、感染症対策への取り組みは、認定基準の対象になるのでしょうか。

A.1 感染症予防の項目があります

認定基準の取り組み項目に、「感染症予防に関する取り組み」があり、従業員の感染予防に関する環境を整備するための取り組みの有無を問う内容になっています。具体的には、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた取り組みや制度を実施していることが、適応基準項目として挙げられています。

*経済産業省HP 健康経営優良法人の申請について

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html



Q.2 熱中症とマスク装着について

マスク着用が社内外で義務付けられていますが、真夏のマスクは冷房のない屋外では息苦しいですし、作業員の場合は熱中症による労災も懸念されます。どのような対応(調整)をしたらよいのでしょうか。

A.2 熱中症対策が優先

7ページでも示していますが、ガイドライン第3版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121_431_coronanettyuu.html

[431_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121_431_coronanettyuu.html)



暑い季節は、マスクをしないことに罪悪感を感じず、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先してください。また熱中症の予防や対応について事前に学んでおくことも大切ですので併せて、従業員の方への情報提供もしっかり行ってください。



「健康管理で事故防止ポスター」



Q.3 点呼時のアルコールチェックと感染症

点呼時に行うアルコール検知器はこまめに除菌していますが、やはり複数の方が使用しますので、感染が気になります。

また手指をアルコール消毒をした場合は、検知器にアルコール反応が出る場合があります、困っています。何かいい方法はないでしょうか。

A.3 正しい除菌と使用方法を参考に

第3版のガイドラインでは、なるべく使い捨てマウスピースを使用することや、車両に備え付けられている携帯型アルコール検知器を使用することを勧めています。

お問い合わせのような不安を解消するため、アルコール検知器協議会のホームページではメーカー各社における検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、不明な点はメーカーに確認して、除菌を適切に行ってください。



アルコール検知器協議会
(<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)

Q.4 感染予防の再教育について

ドライバーへの感染症対策の周知も一通りのことを行いました。新型コロナウイルス感染が長期化している中では、マンネリ化が心配です。さらに変異株拡大の恐れがあるため、そろそろ再教育が必要だと考えています。その際の効果的なポイントなどについて教えてください。

A.4 本マニュアルの活用を

社会全般にも言えることですが、確かに慣れや気の緩みなどが感じられますね。本マニュアル6ページの「感染リスクが高まる5つの場面」では、ちょっとした気の緩みで誰もが陥りやすい感染リスクの場面を紹介しています。企業・個人生活に共通する内容になっていますので、全ト協のホームページからプリントアウトをして、再教育ツールとしてご活用ください。

さらにトラックドライバーに特化した内容で、基本的な感染症予防対策をまとめた右記のポスターは、感染症全般の注意喚起をテーマとしています。あるトラック協会では、トイレ内の洗面台(水道前)に、「手洗いの方法」の箇所だけピックアップして掲示されていましたが、大変効果的な活用法です。

「手洗いの方法」のように、あくまで基本的な事柄と、ふとマンネリ化に陥ってしまう予防対策への注意喚起、この両面で行っていただくことが効果的ではないでしょうか。



「健康管理で事故防止ポスター」

トラック運送事業者のための
**新型コロナウイルス感染予防
対策マニュアル**

初版：令和2年 7月
第2版：令和3年12月

制作 NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)

《関係法令・参考文献》

- ・(公社)全日本トラック協会「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第3版）」
令和3年12月6日
- ・(公社)全日本トラック協会「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
- ・厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」
- ・厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5

TEL 03-3354-1009(代表)

ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

無断転載を禁じます